

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会  
令和 4 年度 第 1 回滋賀県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和 4 年 8 月 3 日 (水) 9 時 30 分 ~ 11 時 19 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	<p>公益代表委員 (定数 3 人) 石井利江子 平井建志 佐野洋史  労働者代表委員 (定数 3 人) 池内正博 大江彰宏 大西省三  使用者代表委員 (定数 3 人) 石田秀幸 水野 透 西田保夫  事務局 4 人 矢野労働基準部長、松島賃金室長、  神崎室長補佐、高津衛生専門官</p>
主要議題	<p>部会長及び部会長代理の選出  中央最低賃金審議会の目安の答申の伝達について  滋賀県最低賃金の改正決定について(金額審議)</p>
議事要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平井部会長及び石井部会長代理を選出。</li> <li>・ 中央最低賃金審議会の目安の答申の伝達を行った。</li> <li>・ 労使各側委員の主張概要</li> </ul> <p>&lt; 労働者側委員の主張 &gt;</p> <p>中央最低賃金審議会から示された A・B ランクの目安額 31 円で、今回全国で目安どおりの引き上げがなされると、全国加重平均は 961 円となり、現行金額との差は 65 円。前回の意見陳述では早期に 1,500 円との意見も出され、また、連合のリビングウェイジの滋賀の金額は 1,020 円で、現行金額との差は 124 円、政府方針でも「早期に 1,000 円を目指す」とされている 1,000 円との現行金額の差は 104 円の差がある。</p> <p>使用者側の「物価高・原材料費や燃料の高騰を含めた景況感に対する不安材料」には一定理解できるものの、滋賀県鉱工業指数(令和 4 年 5 月速報)の推移を見ると、令和 3 年第 4 四半期からの数値は、コロナ禍前の平成 30 年・31 年までの状況に回復基調であり、個人消費が伸びなければ経済の好転もない。部品不足が解消されれば、中小の製造業の一部の景況感も好転するものと考えている。最低賃金近傍で働く労働者のためにも大幅な引上げ額を提示した。</p> <p>(本日の審議ではこれ以降の金額提示なし)</p> <p>&lt; 使用者側委員の主張 &gt;</p>

中央最低賃金審議会目安小委員会報告の公益委員見解によれば「目安額 31 円」としたことについて、使用者側は「通常の事業の賃金支払能力よりも物価高騰等の労働者の生計費を重視しており、最低賃金近傍で従業員を雇用している零細企業の賃金支払能力を圧迫しているもの」と考えている。国内企業物価指数の推移を見ると令和 3 年 4 月から上昇し、令和 4 年に入ってから前年同月比 9 % を超える水準で推移している。「円安・企業物価指数の上昇・新型コロナウイルス感染症拡大」等の状況や滋賀県景況調査報告書や滋賀県内企業動向調査結果からも「前期よりも全ての業況が好調とは言えず、大企業に比べ中小企業(特に零細企業)の景況感は改善しているものとは言えない。以上を踏まえ使用者側としては従来から重要視している「第 4 表 」「男女計」「B ランク」に基づく金額を提示した。

- ・ 労使の意見の隔たりがうまらず、この日の審議は終了した。
- ・ 次回は、専門部会(第 2 回) 令和 4 年 8 月 4 日(木) 13:00 ~